

寒川町企業等の立地促進に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(加える)</p>	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>田端西地区土地区画整理事業区域</u></p>
<p>(9)～(11) (略)</p> <p>～略～</p>	<p><u>都市計画法第19条第1項の規定により茅ヶ崎都市計画土地区画整理事業田端西地区土地区画整理事業として都市計画を定めた土地の区域をいう。</u></p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>～略～</p>
<p>(固定資産税等の不均一課税)</p>	<p>(固定資産税等の不均一課税)</p>
<p>第4条 企業等が所有する当該立地に係る固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の税率は、寒川町町税条例(昭和60年寒川町条例第16号)第21条及び第38条の規定にかかわらず次のとおりとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第4条 企業等が所有する当該立地に係る固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の税率は、寒川町町税条例(昭和60年寒川町条例第16号)第21条及び第38条の規定にかかわらず次のとおりとする。<u>ただし、田端西地区土地区画整理事業区域の土地に対して課する固定資産税等の税率については、この限りでない。</u></p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>2 前項の規定による奨励措置は、立地の日の属する年の翌年の1月1日(立地の日が1月1日のときは、同日。以下「課税基準日」という。)以後最初に課せられることとなる年度から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める年度分に係る固定資産税等について適用する。</p>	<p>2 前項の規定による奨励措置は、立地の日の属する年の翌年の1月1日(立地の日が1月1日のときは、同日。以下「課税基準日」という。)以後最初に課せられることとなる年度から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める年度分に係る固定資産税等について適用する。</p>
<p>(1) <u>土地の取得を伴う場合 7年度分</u></p>	<p>(1) <u>田端西地区土地区画整理事業区域</u></p>
<p></p>	<p><u>以外に立地を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める年度分</u></p> <p><u>ア 土地の取得を伴う場合 7年度分</u></p>

<p>(2) <u>土地の取得を伴わない場合 5年度分</u></p> <p>(3) <u>償却資産のみの場合 3年度分</u></p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和3年3月31日</u>に限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。</p>	<p><u>イ 土地の取得を伴わない場合 5年度分</u></p> <p><u>ウ 償却資産の取得のみの場合 3年度分</u></p> <p>(2) <u>田端西地区土地区画整理事業区域に立地を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める年度分</u></p> <p><u>ア 家屋の取得を伴う場合 5年度分</u></p> <p><u>イ 償却資産の取得のみの場合 3年度分</u></p> <p>(削る)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>に限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。</p> <p>(改正附則)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(適用区分)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の寒川町企業等の立地促進に関する条例第4条の規定は、施行日以後に田端西地区土地区画整理事業区域において立地(新設に限る。)を行う企業等に係る奨励措置の適用について適用し、同日前に田端西地区土地区画整理事業区域に立地を行った企業等に係る奨励措置の適用については、なお従前の例による。</u></p>
--	---